《研究ノート》

グレゴリウス改革前夜のカタルーニャ司教と 司教座教会(2)

村上 司樹

- 1. はじめに
 - 1-1 古典的通説
 - 1-2 近年の動向
 - 1-3 本稿の構成
- 2. ビック
 - 2-1 ビック概略
 - 2-2 司教ウリバとサルダーニャ・バザルー伯家
 - 2-1-(1) 平和運動にみる聖俗協力もしくは混交状態

(以上本誌 22 号 1)

2-2-(2) 所領防衛にみる聖俗協力もしくは混交状態

中世西欧において「良心的な司教は多忙をきわめた」という。司祭の叙任、教会堂や祭壇の奉献、教区教会と修道院の監督といった本来の霊的義務に加え、裁判、軍役、王侯への助言など世俗的業務をも担っていたからである²。また「現存する史料が主として描いているのは、組織者、行政官、権力者、政治家としての司教の姿」であり、こうした司教たちは「人民の上に位置して彼らを裁き、人民のために声を上げ、人民の罪を贖うために犠牲を捧げ、助言を与え、武器を携行して出陣し、国王に塗油を授ける」「旧約聖書の中のサムエルに」自分たちの行動モデルを求めたともいう³。なかでも司教座の権益を維持・拡大することは最も重要な責務であり、そのために多くの司教が、所領の集積・防衛に時間と労力を使い果たすこととなった⁴。

いわゆるグレゴリウス改革前夜の時期、司教座の所領を預かる司教にとって、最大の課題は城塞の管理統制であった。周知のとおり城塞は本来「レガリア regalia」(国王大権)に属する。しかしビック司教区では、早くも司教座が再建された9世紀末の時点において、すでに複数の城塞が司教座所領に組み込まれていた。以後、国王ついで教皇の確認文書によって領有を保証されるとともに、10世紀末から11世紀初めの伯の寄進によって、その数はさらに増大する5。

これは一般に「大開墾運動」とも呼ばれる、全ヨーロッパ的規模での農地拡大が、カタルーニャでは早くも9世紀から始まっていたことに起因していた。とりわけ領主層主導による組織的植民の拠点こそ、史料で「カストルム castrum」と呼ばれる城塞である。そのため植民の拡大・進展と共に、本来は軍事的な防備施設を意味したラテン語「カストルム」は、この時期その保護支配下にある周囲数キロメートルの領域を含意するようになっていた。つまり司教座に城塞群を寄進した伯たちは、地域の防衛と開発の任を司教にも分担させようとしたのである。この傾向は当然アンダルス(中世イベリアにおけるイスラーム支配圏)との境界域(各「伯領の辺境 marca comitatus」)において顕著であり、ゆえにウルジェイ司教座とバルセローナ司教座も、ビック司教座と同様の城塞寄進を受けている。ただビック(ウゾナ)の場合、その領域を治める固有の伯がいない(バルセローナ伯がウゾナ伯を兼任)という特殊事情により、同司教は他の司教に比べて多数の城塞を管理することになった。時期によっても変わるが、ビックの司教城塞は25から30を数える。これは修道院も含めて、カタルーニャの教会領主のなかで最も多い6。

その大所領に少なからぬ数の城塞を抱えていた教会領主と、城塞を拠点に軍事的領域 支配者としての性格をますます強めていた世俗領主とは、城塞の領有・支配をめぐって しばしば衝突することになった。カタルーニャでは、このような聖俗領主間紛争は 11 世 紀前半 (1010 年以降) に急増する。ゆえにかつての通説では、「紀元千年の変動」または 「封建革命」の一過程と目された。そこでは私的・封建的慣行(私戦・私的約定・慣習法)という中世的方法で攻勢をかける世俗領主に対し、ローマ・西ゴート以来の公法秩序(公法廷・証書・成文法典)という古代的システムに頼る教会領主は防戦一方であったとされる。もっともこうした「教会の受難」(ボナッシー)は、30年ほどで公法秩序そのものへの攻撃すなわち伯権力への反乱に転化した。そしてその進展と収拾の過程で、旧来の国家的秩序は最終的解体を遂げ、新たな封建的秩序が生成・普及したという。つまり聖俗領主間紛争は、相反する新旧2つの制度あるいは理念の衝突・交代劇のトリガーであり、古代から中世への歴史的転換という壮大なパラダイムの一部を成すと位置づけられたのである。

その後の研究は、この論争喚起的なグランド・セオリーから刺激を得ながらも、より精緻な実証研究によって批判的修正を加えてきた。なかでもミクロ・リジョナルな個別研究、英語圏を中心とする国際学界の動向が、それを大きく後押ししたことは前稿で述べたとおりである。よい例が紛争研究であろう。この種の研究は主として1980-2000年代の約30年間に、一方では在地社会の文脈や実践を丹念に跡付けることにより、他方では現代英米の法人類学を援用することにより進展した。結果、紛争はそれ自体で完結した孤立的現象ではなく、開かれたプロセスの一部として理解されるようになった。紛争と表裏してくり返された和解、合意形成・秩序維持における儀礼の役割、さらに情報伝達や領域統治のあり方など、多様なコミュニケーションに視野を広げることで中世史学全体を活性化したことは周知のとおりである7。

ビック司教座教会の領域支配、とりわけ城塞管理に関する議論の変化も、この大きな学問的潮流と無縁ではない。早くも1980年代前半には、それまで教会史上の汚点としか考えられていなかったビック教会の「レウィタ levita」が、司教座教会の紛争と領域支配という観点から再解釈され始めた。以下では(a)「レウィタ」、(b)紛争と封建制、(c)キリスト教的儀礼という3つの論点から関連研究を整理しよう。

(a)「レウィタ」

碑文史料で「ディアコヌス diaconus」の同義語として用いられていることからも明らかなように、「レウィタ」という単語は、10世紀スペインにおいては「助祭」ないし「副助祭」を意味した。その「レウィタ」が、11世紀ビックの教会文書のなかでは公然と妻帯し、しばしば子供までもうけている。そのため実に17世紀以来、いわゆるグレゴリウス改革以前の、教会の堕落の証左であるとされてきた。

この歴史的悪評を覆したのは、アメリカ人史家ポール・フリードマンの、1980年代初めの研究である。フリードマンはいう。「12世紀の史料には、完全な聖職位階であるレウ

ィタが多数登場する。が、11世紀初めの軍事的レウィタは、それとは異なる ⁸]。「1世紀後に同じタイトルをもつ者たちが聖務日課に従事しているのとは対照的に、〔11世紀のレウィタは〕広範な責任を負っていた ⁹」。

結論からいえば、11世紀の「レウィタ」は在地の世俗領主である。9世紀末に再建されたビック教会は、司教座が有する境界域城塞群に、当初は大助祭などの司教座聖堂参事会員を配していた。しかしバルセローナ略奪からコルドバ遠征の時期、すなわち985-1015年間には、イスラーム軍の大規模な侵入に旱魃・飢饉などの人災・天災が相次いだ。ビック司教区は全体として、地形上アンダルスに向かって開けた盆地にあり、また気候上も乾燥帯に属する。同じカタルーニャでも、高山・渓谷に守られて比較的湿潤な北方の(ピレネー)山岳地帯より、危機的状況はいっそう顕著であった。かかる状況に対処すべく、ビック司教座では「辺境」城塞に司教座聖堂参事会員を配置して直接管理する従来の方針を改め、在地にあって軍事を本分とする世俗のエリート層(たいていは新興の中小領主層)にこれを委ねる。要するに、「辺境」城主として半独立的な小勢力を築きつつあった彼らに、防衛・植民の経験・スキルをもって奉仕させようとしたのである10。

こうした軍事的・政治的協力の対価として、ビック司教座は、代禱、記念禱、司教座 聖堂周辺への埋葬など、各種の霊的サービスを約束した。さらには「レウィタ」の称号 を与え、司教座聖堂参事会の一員として遇する。もっとも、カタルーニャのみならず初 期中世のラテン・キリスト教世界においては、司教座聖堂参事会が司祭より下位の聖職 者を多数抱えていることは、何らめずらしいことではない。そして、この司祭よりも下 位の聖職者身分、それこそ助祭(レウィタ)に対しては、現世放棄という聖職者の倫理 的規範を課さないのが一般的であった。つまり同時代の感覚では、ビックの「レウィタ」 に腐敗聖職者の誹りはあたらない。妻子ある「レウィタ」が問題視されなかったのは、 あくまでも彼らが俗人だからであり、ビック司教座やカタルーニャ聖職者の組織的・倫 理的退廃を示すものではないのである。

一方「レウィタ」の称号を与えられた俗人にとっても、この呼称には単なる名誉称号以上の意味があった。聖職禄のような、司教座聖堂参事会員の職に付随する経済的収益も、その1つである。しかし当時は、そうした物的な利益以上に、霊的な特典が俗人を魅了した。すなわち 11 世紀前半のこの段階では、私的告解の制度も十字軍贖宥も存在しない。俗人が罪の許しを受け、死後の救済を確たるものにする方法は限られていた。人びとは最後の審判への恐れから執り成しの祈禱を渇望し、そうした社会的な霊性の発露が聖遺物崇敬や巡礼の盛行、クリュニーをはじめとする改革派修道院の隆盛につながったことは周知のとおりである。フリードマンによれば、ビック司教座の「レウィタ」

こそ、こうした「執り成しの心性」のアクティヴな発現形態であったという 11。

戦いを職分とする世俗領主の日常は、キリスト教倫理に照らせば罪を犯す危険性に満 ちている。ゆえに彼らは執り成しの祈禱にすがった。私財を割いて教会堂や修道院を建 て、新旧の教会組織に多大な寄進を行い、親族より聖職者や修道士・修道女を出したの も、そのためである。これが「喜捨は魂を自由にするという聖なる教父の説教を聞いて 12」 の、外からの間接的な教会支援であるとすれば、「レウィタ」となることは、内に入って 教会運営に直接参加することを意味した。「神の家」の一員となって救済にいっそう近づ くだけでなく、彼らの社会生活そのものともいうべき軍事的スキルが霊的に正当化され る。この点において、「レウィタ」制は十字軍や騎士修道会の先駆的形態であったという。 さらに身分上、正規の司教座聖堂参事会員であるという点では、12世紀以降に成立する 兄弟会や騎士修道会よりも緊密に教会と結びついていた。にもかかわらず、「レウィタ」 はあくまでも俗人である。いわゆるグレゴリウス改革以降は許容されなくなるが、教会 の一員でありながら修道誓願も共住生活も行わない彼らは、聖職者的な生活様式とは無 縁な存在であった。その意味では改革以前の聖俗混交状態、あるいは聖俗協力ないし共 存の、1 つの到達点を示す存在ともいえよう。フリードマンは「レウィタ」制の特徴を 「霊性・実用性・祖国愛の三位一体」と要約し、そこにはビック司教座教会の習性、政 策がよく表れているという ¹³。

こうしたビック司教座教会の「レウィタ」を代表する人物がギリェム・ダ・マディオナ Guillem de Mediona であり、彼をして「司教城塞群の最高差配人」(アダム・コスト)たらしめたのがビック教会史上もっとも名高い司教ウリバ(在職 1017-46年)であった ¹⁴。そもそも現在の「レウィタ」論は、まずカタルーニャ中世史学の泰斗ラモン・ダバダルがその古典的ウリバ研究においてこの人物に光を当て、次にビック司教座聖堂参事会員にして文書館長であったアドゥアルト・ジュニェンが史料上の用法を精査、最後に直接その示唆を受けたフリードマンが理論的に体系化することによって完成した。なお「紀元千年の変動」論または「封建革命」論を主導した社会経済史家ピエール・ボナッシーも、「レウィタ」を特殊な俗人ではなく司教座の聖職者と考えてのことではあるが、このギリェムこそ城塞統治の任を負った聖堂参事会員の「最初にして最も完全な例」と評している ¹⁵。

ギリェム・ダ・マディオナは 1015 年、ウリバの前任司教ブレイ Borrell (在職 1010-17年) から城塞カラフを贈与された。この時点で 2 城 (マディオナとクラリアーナ Clariana) の城主であったというから、ビック司教区「辺境」を代表する世俗領主であったといってよい。 2 年後に司教ウリバが就任すると、1023 年に城塞トウス Tous、1035 年には城塞ムンブイ Montbui も受領した。いずれも司教座に仕えてこれを保持し、相続資格をも

つ者がすべて死に絶えたら司教座にこれを譲渡すべしというプレカリア贈与であり、それまでの地域防衛と植民の実績およびビック司教座への誠実を評価されてのことであったとされる¹⁶。

11世紀「レウィタ」研究の嚆矢ともなったダバダルの司教ウリバ論においては、このギリェム・ダ・マディオナが、「辺境」城塞群の代行統治ばかりでなく、例えば司教座に近接する城塞アギラル Aguilar (ビック司教座聖堂より南南西 10 キロ弱地点)を同聖堂参事会に寄進し、また後述するグルプ Gurb 家と司教座の紛争に際し、司教ウリバに同行して現地調査にも赴いたことが言及されている。またダバダルは、この人物をくりかえし「騎士助祭 cavallerlevita」と呼び、本来は「城塞カラフと城塞トウスの間にある城塞クラリアーナを領有」する「騎士」であったとも述べている。ダバダルがギリェムを、あくまでも俗人でありながら、教会の準構成員的な協力者であったと考えていたことは疑いない。ただここでいう協力とは、「カラフとトウスの再植民が難航する」一方で「城塞カラフ贈与が成功していた」ために求められた、いわゆる再征服・再植民への協力であった。ギリェムが遺言状でコルドバ遠征に参加する意思を表明していること、また「辺境」におけるイスラーム勢力との戦闘が原因で死亡したと推測されることなどを指摘するダバダルは、最終的にはこの人物を「レコンキスタ」史の文脈のなかに位置付けていたと推測される 17。

これに対してギリェム・ダ・マディオナへの城塞委託を、(イスラーム相手の)「レコンキスタ」というよりも、むしろ(キリスト教勢力同士の)聖俗領主間紛争に関わる問題と捉えたのはボナッシーである。周知のとおりボナッシーは、戦後フランス学界にあってジョルジュ・デュビィの薫陶を受け、城主権力の勃興に伴う暴力の蔓延(封建的アナーキー)というデュビィの仮説を敷衍した。つまり助祭(レウィタ)に城を守らせることは、こうした無政府状態のなかで、いわば剣をもって剣に対抗する教会の自衛措置であったと解釈したのである。

ボナッシーの議論全体に当てはまることではあるが、彼は「封建革命」における教会の役割を積極的に評価しない。この「レウィタ」制にも、最終的には次のような否定的評価が下される。「幾人かの尊貴で思慮深い聖職者たちは、そのような方法を解決策とはみなさなかった。武力に訴えることは司牧の役目と矛盾するように思われたし、職業的戦士を相手にして武力に訴えることは愚かしいことでもあったからである¹⁸」。ボナッシーの認識では、ビック司教座のような旧来の教会は、あくまでも古代的・国家的勢力たることにその本質があった。ローマ・西ゴート以来の公法統治と一体化していた同司教座教会が、その伝統に逆らって封建制を推進する城主たちと手を結んだところで、所詮は一時しのぎにすぎなかったというわけである。

ボナッシーの社会経済的な実態論は、その後の研究に多大な影響をあたえた。フリードマンも例にもれず、司教ウリバからギリェム・ダ・マディオナへの城塞贈与は、城主権力の勃興期かつ伯権力の衰退期である1020年代に実施されており、ゆえに対外的防衛を目的にしての辺境植民という以上に、キリスト教社会内部の変化あるいは混乱に対処するための、司教座教会独自の政策であったことを強調している。しかし一方で教会に対する、ボナッシーの否定的評価は継承しなかった。前述のとおりフリードマンは、ビック司教座聖堂参事会員にして同古文書館長であった碩学ジュニェンの示唆を受け、11世紀ビックの「レウィタ」は俗人の聖堂参事会員であるという彼の解釈に従っている。そしてギリェムへの城塞委託は、保守的な旧来教会が追い詰められて採った窮余の策ではなく、むしろ聖俗の新たな協力関係を模索した創造性の表われであったとして積極的に評価したのである19。

ここで注目したいのが、名高い教会改革者である司教ウリバを、前任司教ブレイのそれと連続的に捉えるか否かという認識の相違である。まずダバダルは、ウリバによるギリェムへの城塞贈与は、前任司教ブレイの政策を拡大的に継承したものであるという見解を示した。これに対しボナッシーは、「封建革命」論の分析枠に従い、むしろ両司教を対照的に論じる。ボナッシーがギリェム・ダ・マディオナを通常の聖職者と考え、司教ブレイからこの人物への城塞委託をもって、教会の私戦参加(公権力・旧勢力としての自己矛盾)と解したことは前述したとおりである。その際「自ら剣を取って戦った」聖職者の具体例として、ボナッシーが挙げる人物こそこの司教ブレイなのであり、それを司牧の使命に反し、職業的戦士に武力をもって挑む愚策として否定的態度を示した、この時代の「尊貴で思慮深い聖職者たち」の代表が司教ウリバなのである。

「封建革命」論者ボナッシーは、司教ウリバがラテン・キリスト教世界において初めて実施した「神の休戦」運動を、世俗領主による暴力革命への教会的リアクション、すなわち略奪・私戦・反乱の「暴力」が猛威を振るうなか、同じく「被害者」となった農民・都市民と連帯し、アナーキーに抗して全般的平和を求めるべく教会が組織した、一種の社会運動であったとした。さらに、それは一方で平和というキリスト教的道徳を掲げ、他方で自力救済の抑制という公法統治の理念を受け継ぐ運動であったともいう。「自ら剣を取って戦った」司教ブレイを逸脱的存在と位置付け、これを司教ウリバのような「尊貴で思慮深い聖職者」と対置する、一種の断絶論的認識がここにはみてとれる。

もっとも、この運動は「直接的には聖俗の緊張を悪化させただけであった²⁰」というのが、ボナッシーの結論である。たしかに「神の休戦」は、改革者ウリバの霊的な影響力もあってカタルーニャ全土に広がった。しかし伝来の所領を守る世俗領主にしてみれば、霊性の誉れ高い教会も、親族の寄進を誘発して家産を侵食する脅威でしかない。いった

ん教会所領になれば、その寄進地は文書と公法廷に守られて、失われた家産の回復は困難をきわめる。世俗領主としては、教会財の簒奪と非難されようとも親族のうちの誰かが寄進した所領を奪回し、最終的には実力行使を阻む公法統治そのものを破壊しなければならなかった、というわけである。

こうした理解の前提には、城塞領域の出現や城主層の台頭をもって、私的かつ暴力的な支配の始まり(つまり公法統治の解体兆候)とみなす歴史観がある。たしかに以後の研究においても、城塞こそ 10-11 世紀領主制の核であり、城塞を介した領主間結合が知行封臣関係につながることが確認されてきた。また、いわゆるレコンキスタ史観(ここではイスラーム勢力の存在を前提に、強大な君主権力と広範な独立農民の存続=封建制・領主制の未発達を説く、一種のスペイン特殊論)も批判的再検討に晒され、近年ではイベリア北部についても、西欧の他の諸地域と同様に、10 世紀段階から封建化・領主化を語るのが当然のこととなっている ²¹。

しかし一方で近年の封建化論は、それが短期間で実現した「革命」ではなかった、と 主張する点においても共通している²²。また封建化の原因も、かつてのように、もっぱら 世俗領主による私的な城主権力の暴力的拡大に帰される論調は鳴りをひそめた 23。一例 として、伯による城塞贈与・売却論の変化が挙げられよう。城塞は本来レガリアに属す る。ゆえに城塞の譲渡は、伝統的中世史学において公権力解体の指標と目されてきた。 しかし1990年代以降、こうした「封建革命」論的な解釈は後退し、城塞譲渡はむしろ伯 の戦略的措置であったと捉えなおされている。 例えばバルセローナ伯の場合、10世紀末 に集中的に城塞を売却しているが、対象物件の多くは偶発的経緯から伯が取得した「辺 境」の荒蕪地(相続人不在の土地や裁判で押収された抵当地など)であった。一方これ を購入した者の多くは、「フィデリス fidelis」(通常家臣を意味)の肩書きと父称以外に 身分的指標を帯びていない。この 2 点は、10 世紀に社会的上昇を遂げ、新たに伯の麾下 に加わった者たちの共通の特徴である。つまり伯は売却によって経済的収入を得たばか りか、購入した新興有力者に植民と防衛の任を負わせて、「辺境」の安定という政治的 課題をも果たした。それは「辺境」の新興勢力を伯の「フィデリス」として組織化する ことでもあったから、結果として、伯の影響力がおよぶ範囲は地理的・社会的に拡大し たというのである²⁴。

ビック司教座に話を戻せば、ギリェム・ダ・マディオナへの城塞贈与にも、これと同じ論理が当てはまる。例えば城塞カラフは、ギリェムが譲り受けた 1015 年段階では、まだ軍事的実用に足る状態ではなかった。なぜなら、このとき司教ブレイは、同所に防備施設を構築することを贈与条件としているからである。司教ブレイはのちに城塞リケルRiquelも、これと同様の条件でギリェムに贈与した。そして 1017 年に後任司教となっ

たウリバが、さらに 3 城(ムンブイ、トウス、ウサリョ Ocelló)を、やはり同様の条件で贈与する。コンウェニエンティア(いわゆる封建的約定)の発展を、城塞の委託/保有との関連において明らかにしたアメリカ人研究者アダム・コストはいう。「ビック司教ウリバはギリェム・ダ・マディオナという、すでに境界域で強力なプレゼンスを示していた人物を、同辺境における司教城塞の最高差配人とした 25」。つまり「封建革命」論において相反する存在のように捉えられたブレイとウリバの両司教は、レウィタ制を11世紀ビック司教座独自の聖俗協力策とする新たな認識によって、少なくともその城塞管理あるいは領域統治の面では連続的に捉えなおされたのである。

(b) 紛争と封建制

レウィタ制の背景には世俗領主との紛争があった。もっとも中世の紛争は相手の殲滅を目的としておらず、聖俗領主間の関係も対立一辺倒ではなかったというのが、現在学界において常識的な考え方である。実際「レウィタ」となったのは、ビック司教座と親しく、同教会に協力的な世俗領主であった。さらに同一の世俗領主(または領主家門)であっても、その司教座との関係は、時期と状況によって多様に変化した。むしろギリェム・ダ・マディオナのように終始友好的、あるいは逆に、一貫して敵対的な関係にある世俗領主の方がまれなのである。その点では一方で「レウィタ」を輩出しながら、他方においてビック司教座と長期にわたる紛争を展開したグルプ家(もしくはグルプ・ケラルト Gurb-Queralt 家)の事例こそ、当時の標準的な聖俗関係のあり方を示すものといえよう。

12世紀に隆盛を迎える貴族家門グルプ家については、1980年代から90年代初めにかけてのアルベルト・バネトの一連の研究によって、その詳細が知られるようになっている。同家は司教座都市ビックの北西数キロメートルという、ビック領域の「中心」に位置する城塞グルプと、逆にその「辺境」のなかでも当初アンダルスに向かって最も突出した位置にあった城塞ケラルトの、両城を拠点としてウゾナ地方およびアノイア川流域に勢力を築いた。史料初出が10世紀後半であること、伯の下僚(ウィカリウス)としての奉仕とアプリシオ(三十年占有制)の双方によって所領を形成したこと、家名の由来が拠点城塞の地名であることなど、典型的な中世の世俗貴族家門といってよい²⁶。なお評判は高いが実態は明らかでないウリバの平和活動のうち、唯一その交渉や仲裁の詳細を知ることができるという点でも、このグルプ家との紛争事例は注目に値する²⁷。

グルプ家とビック司教座の紛争は、概略、以下のようなものであった ²⁸。ことの発端 はウリバの前任司教ブレイが、城塞グルプ領内にあった 4 小教区の十分の一税(徴収権) を押収したことにある。しかしさかのぼれば、その十分の一税は、かつて司教座からグ ルプ家に贈与されたものであった。それを突如実力をもって差し押さえ、さらに疑文書まで作成してグルプ家の権利を否定したのである。疑文書の内容は、同所の十分の一税は一貫して司教座聖堂参事会に帰属するというものであり、司教ブレイはこれをナルボンヌ教会会議に提出してグルプ家の信用失墜を図った。むろん同家がおとなしく従うはずもなく、両者は全面的な武力衝突に突入する。しかし「自ら剣を取って戦った」司教ブレイが急死したことにより、事態は収拾に向かった。グルプ家側は、修道院改革者としてすでに令名をはせていた新司教ウリバに再検討を要請する。最終的には同家の主張が全面的に受け入れられ、和解成立によって紛争はひとまず終息した。

かつて司教座から十分の一税を譲り受けた事実が示すとおり、初期のグルプ家はビック司教座と友好関係にあった。司教が交代すると新司教はこの贈与を更新し、同家もまた親族から同司教座聖堂参事会員を輩出した。のちにグルプ家に攻撃をしかけた司教ブレイですら、当初は「レウィタ」に同家のブンフィイ Bonfill を登用している。このグルプ家のブンフィイは、やがてビック司教座聖堂参事会の最重要ポストである「聖具係sacrista」まで務めた ²⁹。司教座教会との友好関係は、司教座都市近郊と「辺境」の双方におけるグルプ家の支配安定にもつながる。しかし同家の躍進は「大いなる不和 tanta discordia」をもたらすことになった。

すなわちグルプ家の一員で、この時点における十分の一税の受領者かつビック司教座 聖堂参事会員でもあったバランゲー Berenguer がエルナ Elna 司教(地中海沿岸のカタルーニャ北東部を管轄)に選出されるや、ビック司教ブレイは実力をもってこの十分の一税を差し押さえる。さらに自らの前任司教フルイラ Fruila(在職 972-93 年)が発給したという文書をもち出し、同十分の一税は一貫して司教座聖堂参事会に帰属、つまりグルプ家による同税徴収は教会財の簒奪であるとして自己のフェーデを正当化した。ナルボンヌ教会会議に提出されたこの文書は、前述のとおり実際は偽文書であったが、同会議に出席していた南フランス・カタルーニャの高位聖職者たちを説得するには十分であった。同教会会議はバランゲーとその盟友に破門を宣告する。

ところが、ほどなくして司教ブレイが急死した。遠征先のアンダルスからの帰還中であったと伝えられる。司教交代の機を捉え、前述したグルプ家出身のバランゲーは、自家に対する処分の再検討を訴える。グルプ家はこのバランゲーを筆頭に恭順の姿勢を示し、前司教ブレイが文書偽造によって自分たちを落とし入れたのだと、あくまでも平和的に主張して新司教ウリバの説得に成功した。同家はグルプ領内十分の一税徴収権を回復し、また同家メンバーの司教座聖堂参事会員留任も承認される。以上の経緯は、新司教ウリバが前任者の非を認めて発給した、この解決を周知する文書によって今日に伝わっている30。

近年の研究で注目すべきは、かつてのような聖俗領主類型論が、紛争の実態分析を通して相対化されていることである。つまり教会は平和的な被害者で、俗人は好戦的な篡奪者という図式は、聖職者による一種のプロパガンダにすぎない。公法廷・成文法・文書主義が教会に利したことは、すでにボナッシーが「それはひとつのカーストすなわち聖職者の裁判になった」と指摘していたとおりである³¹。さらに一般論として、伝来史料の大半が教会文書によって占められる12世紀以前には、紛争の記録も当然教会の被害者的立場を前提として書かれている。ステファン・ワインバーガーはこの点を重視し、南仏プロヴァンスの聖俗領主間紛争において、実際に脅威を感じていたのは教会領主よりもむしろ世俗領主の側であったと主張した ³²。近年では「野心的詐欺」や「組織ぐるみの詐欺活動」などと明言されている、司教ブレイによるグルプ家権益の侵害は、教会領主側のこうした攻撃性を示すものといえよう ³³。

一方で想起したいのは、このブレイこそボナッシーのいう、「自ら剣をとって戦った」司教の典型であったという事実である。換言するなら司教ブレイは、一般には公法統治に対置されるフェーデをもってグルプ家に攻撃を仕掛ける一方、文書利用のある種の極致ともいうべき偽文書作成によって同家を追い詰めた。このように整理すれば、前回指摘したように「神の休戦」運動をもって司教座の権益を守り、仲裁活動においても出身家門の利益や友誼関係を重んじた司教ウリバとの相違は、必ずしも大きくないように思われる。すなわち紛争研究によれば、紛争の当事者や仲裁者は、状況に応じて多様な「武器」を使い分けた。司教も例外ではない。敬虔な模範的聖職者は公法廷と文書を頼り、俗塵にまみれ規範を逸脱した聖職者は私戦に手を染めるという二分法は、実態から乖離している。司教ブレイを動かしていたのは広域統治者としての責任感である、という近年の理解は示唆的であろう。その点ではブレイは、本稿冒頭で述べた当時の司教にとっての最重要責務、司教座権益の維持・拡大を忠実に果たしていただけともいえる。少なくとも、意欲と手腕を兼備した司教であったことは間違いない。そもそも「司教城塞群の最高差配人」ギリェム・ダ・マディオナの「レウィタ」登用という、一種の政治的イノベーションを実行したのは司教ブレイなのである。

同じことは世俗領主の側にも当てはまる。当初司教ブレイのフェーデに正面から応じたグルプ家であったが、同司教が急死して新司教ウリバが就任すると、武力行使を止めて平和的な交渉に徹した。この柔軟な戦略転換が功を奏し、破門撤回と権益回復を勝ち取る。紀元千年前後のカタルーニャにおける紛争解決を体系的に研究したバウマンが述べるとおり、「それはグルプ家が粘り強く説明し、ビック司教ウリバが外見上は快く聞き入れた」結果であった³⁴。公法廷の外で成立した示談とはいえ、あくまでも文書が偽造されたものであったことを論証し、それが無効かつそれにもとづいた教会会議の決議も撤

回さるべきであると説得した結果である。グルプ家のバランゲーが「レウィタ」を経て 聖具係(つまり正式な司教座聖堂参事会員)を務めていた事実も考慮すべきであろうが、 聖職者と俗人の間に文書利用上の本質的な差異はないというのが、近年の研究によって 明らかにされた当時の実態である 35。要するに、聖俗領主間紛争は公法統治と封建制の 相克であるとした、かつての図式にはおさまらない 36。

なお長期的にみれば、ビック司教と同司教座教会は、やがてその城塞群に対する支配権を失っていく。しかしそれは、いわゆるグレゴリウス改革期すなわち 1070 年代以降のことであって、その前夜 — であると同時に私戦や反乱が横行したこの時代 — のことではない ³⁷。11 世紀半ばまでのこの段階では、同司教・司教座教会は、依然として城塞群に対する支配を維持していた。むろん頻々たる紛争が示すとおり、それは安定したものではなかった。しかし動揺は、必ずしも衰退を意味しない。現にビック司教と同司教座教会は、社会的・政治的なイニシアティヴまで失うことはなかったし、宗教的・文化的な面でも停滞状態にあったとはいえないのである ³⁸。

紛争解決の実態研究は、ビック教会の戦略の柔軟性や、さらにその加害者的立場まで明らかにした。これは同司教と司教座教会が、司教ウリバの平和活動も含めて、この「フェーデ社会」(バルテルミィ)の活発なアクターであったことを示している³⁹。「レウィタ」研究が世俗の戦士的領主層あるいは軍事力の教会組織への内包、霊的サービスと文書を媒介した間接的な(あるいは封建的な)領域統治策の導入という、ビック教会の政治的イノベーションを明らかにしたことは、旧来教会の宗教的・文化的な機能が、いわゆる封建化過程を後押ししたことを示している。

(c) 復活祭の饗宴

およそ中世の教会と社会を理解するうえで、キリスト教的儀礼の役割は無視できない。とはいえ叙述史料(年代記や聖人伝など)に乏しい12世紀以前のカタルーニャについては、この方面の研究蓄積はけっして厚くない。それでも近年、活発な史料刊行と内外の多様な議論に後押しされ、いくつかの新しい研究がみられる。以下では特に、ビック司教座聖堂においてカルドナ副伯が提供した、復活祭の饗宴をとりあげたい40。前述の紛争解決にも関連する問題というだけではない。11世紀前半に司教ウリバが始めたこの儀礼は、13世紀前半まで聖俗領主間の平和と友好の維持、ひいては封建制発展に寄与したという点において、いわゆるグレゴリウス改革前後の連続性を示唆する問題だからである。

カルドナ副伯家との間に成立したこの慣習については、かつてダバダルも、その古典 的な司教ウリバ研究において言及していた。しかしダバダルは、これを孤立した挿話的 事実とのみ考え、例えば法的・政治的視点からも論じるなどの体系的分析をすることは なかった。それを最近になってジュゼップ・マスノウが行ったのは、13世紀ビック司教座の研究を時代遡及的に深めようというマスノウ自身の動機もあろうが、「レウィタ」論を一新した前述の古文書学者ジュニェンによる司教ウリバ関連史料の網羅的刊行、フランセスク・ルドリゲス・バルナルのカルドナ副伯家研究を前提にしてのことでもある 41。ここには前回も指摘した、活発な史料刊行とミクロ・リジョナルな研究の増加という、近年研究を深化させている要因のうちの 2 つを再確認できよう。

復活祭の饗宴はカルドナ副伯家との紛争解決の所産、というよりもむしろ紛争解決そのものであった42。城塞カラフをめぐるこの紛争は、複雑かつ根深い。まずビック司教座教会とカルドナ副伯家とは、いわば対を成す聖俗の「辺境」勢力である43。両者は以前より、事実上の君主であるバルセローナ伯から、ビック「辺境」の植民・防衛を任されていた。一般にこうした委託は、具体的には「辺境」城塞(実際は人口離散した荒蕪地から成る領域)の譲渡(贈与・売却)という形をとったため、長期的にみれば委託された側の所領拡大と「辺境」勢力としての独立化につながる。また別々の領主に譲渡された(実際には未開発の)城塞領域が錯綜、あるいは重複していた場合、開発の進展とともに混乱と衝突を引き起こした。この場合も、古くは998年に伯から副伯家に売却されていたものの、1015年時点ではなお未開発状態に留まっていた城塞カラフを、司教が「レウィタ」に贈与したことが発端である。贈与したのは司教ブレイであった。同時期にはグルプ家に紛争をしかけもした、この「自ら剣を取って戦った司教」は、本贈与2年前の1013年にも、当時危機的状況にあったカルドナ副伯家と紛争を起こしている(結果は公法廷における敗訴)44。

司教ブレイは本贈与の2年後に急死した。しかし問題の城塞カラフを受領した「レウィタ」ギリェム・ダ・マディオナは、「司教城塞群の最高差配人」らしく、同所への独力での植民を継続する。したがって新司教ウリバがカラフ放棄を決定しても、このいわば筆頭「レウィタ」および、その家門がおさまらない。代替所領(トウスとムンブイの2城)を受領し、いったん引き下がったかにみえたが、1032年に遺言状を作成した際には、同所を荒蕪地の状態から開発した実績、前司教発給の贈与文書を根拠として、これを息子たちに遺贈すると明言した。この遺言が引き金となり、「レウィタ」のマディオナ家と副伯家の間に、暴力をともなう公然たる紛争が勃発する。翌1033年に開かれた公法廷は、伯から受領したのは司教座よりも副伯家の方が早いことを理由に、副伯家の領主権を認めた。しかし判決はマディオナ家にも司教座にも受け入れられず、紛争はさらに5年間続いた。和解は1038年、司教ウリバが5年前の公法廷判決を受け入れ、カルドナ副伯家のカラフ支配を認めたときに成立する。ただしこの権利放棄は、カラフの名目的所有権(あるいは上級領主権)をビック司教座が有すること、つまり副伯家が司教座の封臣

になることを条件としていた。そして、このときカルドナ副伯家に課された義務こそ、 毎年復活祭の日に、ビック司教座聖堂で行われる饗宴の用意をすることであった。

教会暦において復活祭が最も重要な日であり、最古のキリスト教的祝祭にして、聖職者の典礼生活における中心でもあることは周知のとおりである。キリストの受難を偲ぶ四旬節の断食、および聖週間の贖罪の陰鬱な日々は、キリストの復活と栄光を讃える、歓喜に満ちたこの日をもってようやく終わる。それゆえ一般に、復活祭の食卓には謝肉祭(カーニバル)以来の豪華な肉料理が並んだ。カルドナ副伯がビック司教座聖堂でふるまった食事の具体的内容は不明であるが、後述する他の同様の例では同司教座聖堂参事会員に対して、最上の小麦や良質な葡萄酒と豚肉、雌牛ほぼ1頭分などが供されたという。復活祭を祝い、前後の典礼にいそしむ聖職者たちをねぎらうにふさわしい、豪華な食事であったことは間違いない。これをカルドナ副伯は、ビック司教、同司教座聖堂参事会員、そして司教座教会の聖職者全員に提供した。それも副伯みずからが司教座聖堂に出向き、食卓について、ときには給仕までしたという。このうち、どこまでが11世紀前半の1038年段階で規定されていたことであり、どこからが13世紀前半までに追加・整理されたことであるのかは、さだかではない。しかし司教ウリバによって、紛争解決・平和実現のプロセスのなかで、創始されたことはたしかである45。

マスノウが強調するのは、これが孤立した挿話的事実ではないという点である。平和実現のため、教会暦上主要な祝日の饗宴を年貢租として課し、それによって封建的・象徴的な紐帯を維持・強化するという方策は、先行するグルプ家との和解の際に司教ウリバが試行していた。1032年のこの合意においては、金20ウンキアの支払い、聖ペトロの祭壇に祈りのランプを絶やさないことと並んで、毎年聖アンデレの祝日に、司教座聖堂参事会員に食事を供することがグルプ家に義務付けられた。なおカルドナ副伯家は、のちにスルゾナ Solsona 教会(司教区の西部「辺境」、カルドナの北西20キロメートル地点に所在。近世に司教座に昇格)の聖堂参事会に対しても、聖誕祭(クリスマス。いうまでもなく復活祭と並ぶ教会暦上の2大祝日)の饗宴を負担している。さらに一般的にいって、互いに競合する領主間で平和を実現しようとする場合、宴会を催すことが中世を通じてよく知られた方策であったことは、最近の研究によっても確認されているとおりである46。

以上の点をふまえたうえで、マスノウが「封建的システムにおいて知行封臣関係が儀礼をもって定礎されたこと」、「またキリスト教の慣習が、政治と社会についてのキリスト教的ビジョンのなかで、政治的約定の意味を強めたこと」の2点を強調していることは注目に値する。実際カルドナ副伯家とグルプ家は、11世紀後半になって再びビック司教座とそれぞれに紛争を起こすが、和解の際にはいずれも一旦中断していた饗宴の負担

を再開している。また副伯家の場合、こうして司教座の支持を回復することによって、家門断絶の危機的状況を脱することができた。いわゆるグレゴリウス改革期のこうした事例は、本稿の直接対象とするところではない。しかし司教ウリバによって「キリスト教的コンテクストのなかで生み出された」「これらの紐帯」が、同改革期を超えて(最終的には 13 世紀半ばまで)持続したことは、本稿において特筆すべきことであると思われる 47。

最後にこうした革新がなされた背景について述べるなら、一方でまず司教ウリバがク リュニーにもひけをとらない修道院改革運動の一大中心地クシャ・リポイの修道院長と して、洗足儀礼の導入など修道院における典礼の刷新をすでに行っていたという事実が 挙げられる⁴⁸。しかし他方でそれ以上に注目されるのは、今回主題とした聖俗領主間紛争 であろう。司教ウリバが、かつて理想化されたような平和運動家(あるいは公正な仲裁 者)でなかったことは前回も述べたが、今回紹介したカルドナ副伯家との紛争において も、やはりしたたかな紛争当事者ぶりをみせている。例えば「レウィタ」のギリェム・ ダ・マディオナに代替所領をあてがい、城塞カラフ放棄を準備する一方、1022 年のナル ボンヌ教会会議において、司教座の教会財を簒奪する者は破門に処するとの決議をとり つけ、カルドナ副伯をその筆頭に挙げた。さらに公法廷が、文書と法典にもとづき、副 伯家の完全勝訴を結審したにもかかわらず、「レウィタ」のマディオナ家と一緒に、そ の承認をこばんでいる。そして5年後にようやく受容した際にも、交換条件として、封 建的臣従を副伯家に受諾させたのである。これにはト=フィゲラスも最近の司教ウリバ 論において、「好都合な要素が欠けていたにもかかわらず、係争地たる城寨〔カラフ〕 の権利を手に入れた」と評している 49。もっともカラフ紛争は、11 世紀を通じて断続的 に継起した、司教座と副伯家の複合的紛争の一部であった。前任司教ブレイの就任とと もに始まった対立関係は、司教ウリバ時代になっても継続しており、例えば 1022 年に は、「司教座所領への武装遠行と威嚇的略奪が、カルドナ副伯の指揮する軍隊によって行 われ」ていた 50 。司教ウリバが西欧で初めて実施した神の休戦運動(一般に1027年に 始まるとされるが、この 1022 年とする説もある) は、時期的に考えてもカルドナ副伯 家のこうしたフェーデに直面し、かつカラフをめぐる公法廷の裁判において、司教座が 全面的に敗訴したことが契機ではなかったか、というマスノウの指摘は興味深い51。そ れは裏返せば、復活祭の饗宴という儀礼的慣行をもって封建的紐帯を維持・強化するこ ともまた、神の休戦とともに司教ウリバによる平和運動の一環であったということにな るからである。

注

- 1 拙稿「グレゴリウス改革前夜のカタルーニャ司教と司教座教会(1)ー最近30年間の研究史からー」 『摂大人文科学』22 (2015年) 141-160頁。
- ² LYNCH, Joseph, *The Medieval Church. A brief history*, London & New York 1992, pp. 125-126. 引用は p. 125₀
- ³ リチャード・ウィリアム・サザーン (上條敏子訳)『西欧中世の社会と教会』八坂書房、2007年。 引用は195、196頁。
- ⁴ LYNCH, The Medieval..., p. 125.
- 5 ビック司教あるいは同司教座教会と城塞については、1980 年代前半にポール・フリードマンが総論的に、2000 年代初頭にアダム・コストが城塞・軍事力の差配と文書による合意形成というコンウェニエンティア論の視点から分析している。FREEDMAN, Paul, *The diocese of Vic. Tradition and Regeneration in Medieval Catalonia*, New Brunswick 1983, pp. 90-92; KOSTO, Adam, *Making Agreements in Medieval Catalonia: Power, Order, and the Written Word*, 1000-1200, Cambridge 2001, pp. 177-178.
- ⁶ FREEDMAN, The diocese..., pp. 90-92; KOSTO, Making Agreements..., pp. 177-178.
- 7 この分野については多数の文献があるが、わが国では服部良久を中心とする学派によって、国際学界の動向紹介と独自の実証研究が蓄積されている。さしあたり以下の3文献を参照。服部良久編訳『紛争のなかのヨーロッパ中世』京都大学出版会、2006年、轟木広太郎『戦うことと裁くこと 中世フランスの紛争・権力・真理』昭和堂、2011年、服部良久編著『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史』ミネルヴァ書房、2015年。
- ⁸ FREEDMAN, *The diocese...*, p. 22.
- ⁹ FREEDMAN, *The diocese...*, pp. 22-23.
- ¹⁰ FREEDMAN, *The diocese...*, p. 22.
- ¹¹ FREEDMAN, *The diocese...*, pp. 23-24.
- 12 寄進文書の定型句。例えば JUNYENT, Eduard(ed.), *Diplomatari i escrits literaris de l'abat i bisbe Oliva*, Barcelona 1992, no32(1003). なおこれは、後に修道院長・司教となるウリバが、まだ伯として俗人であった 1003 年に行った寄進の記録でもある。
- 13 FREEDMAN, *The diocese...*, p. 24. なお「祖国愛」という語について、フリードマンはサン・バネト・ダ・バジェス Sant Benet de Bages 修道院(ビック司教区西部「辺境」マンレザ伯領)を創建したことで有名な 10 世紀後期の有力貴族サッラ Sal.la の言葉、「祈りこそが祖国を救う」を引用している。
- 14 引用は KOSTO, Making Agreements..., pp. 184-185.
- ¹⁵ BONNASSIE, Pierre, *La Catalogne du milieu du Xe à la fin du XIe siècle. Croissance et mutations d'une société*, 2 vols, Toulouse 1975-1976, p. 652.
- ¹⁶ FREEDMAN, *The diocese...*, p. 23.
- 17 d'ABADAL, Ramon, L'abat Oliba, bisbe de Vic, i la seva època, in *Dels visigots als catalans, 2 vols., vol.II: La formació de la Catalunya independent*, Barcelona 1974, pp. 141-277, 特に pp.

240-241 を参照。

¹⁸ BONNASSIE, *La Catalogne...*, p. 652. これは前述のとおり、ボナッシーがギリェム・ダ・マディオナら「レウィタ」を、通常の(純粋な意味での聖職者としての)司教座聖堂参事会員であったと考えていたためである。

19 FREEDMAN, The diocese..., p. 25. なおフリードマン自身の問題関心からいっても、こうした評価に達するのは不思議ではない。実際、本稿でもたびたび参照している主著、ビック司教区研究以外でも、考察対象は司教の政治的・社会的役割あるいは教会における西ゴート的伝統の継承など、社会史や政治文化史の視点からみた教会史的現象に集中している。そうした一連の業績については、例えば以下の論文集を参照。FREEDMAN, Paul, *Church, Law and Society in Catalonia, 900-1500*, Variorum 1994.

²⁰ BONNASSIE, *La Catalogne...*, p. 551.

21 例えば SABATÉ, Frocel (ed.), *El temps i l'espai del feudalisme*, Lleida 2004, pp. 169-406. 同論文集の第2部「イベリア半島における封建制」前半にあたるこの箇所では、10-11 世紀のアストゥリアス・レオン (ホセ・マリア・ミンゲス)、ナバーラ (フアン・ホセ・ラレーア)、アラゴン (カルロス・ラリエナ)、カタルーニャ (フルセル・サバテ) 各地方の封建制が論じられている (カッコ内は論者).

²² 例えばマヌエル・リウはボナッシーの慧眼を認めながらも、転換点は 11 世紀というより 9 世紀以降、とりわけ 10 世紀であったとしてクロノロジーの修正を提起した。RIU, Manuel, El feudalismo en Cataluña, in Feudación Sánchez-Albornoz, *En torno al feudalismo hispánico. I Congreso de Estudios Medievales*, Ávila 1989, pp. 375-391; Hipòtesi entorn dels orígens del feudalisme a Catalunya, *Quaderns d'Estudis Medievals*, II-4(1984), pp. 195-208; Sabaté, *La Feudalización...*, p. 16. 実際これ以降のカタルーニャ封建化論では、旧来システムの内部から比較的長い時間をかけて進んだ、という論調が支配的になっている。

23 例えばミシェル・ジンメルマンは「カストルム」の用語法を網羅的に検討し、当時この言葉に、公権力に敵対する私的領域の意味合いはないことを明らかにした。城塞領域は単に新しいタイプの権力が行使される空間であるとして、その増大による伯領空間の暴力的解体という見通しを否定している。ZIMMERMANN, Michel, Le château contre la cité. Les représentations de l'espace-politique dans la Catalogne féodale(XI-XIIe siècles), in *La ville médiévale en deçà et au-delà de ses murs. Mélanges Jean-Pierre Leguay*, Rouen 2000, pp. 387-402.

²⁴ ZIMMERMANN, Michel, Naissance d'une principauté: Barcelone et les autres comtés catalans autour de l'An Mil, in BARRAL, Xavier, IOGNA-PRAT, Dominique, MUNDÓ, Anscari, SALRACH, Josep, ZIMMERMANN, Michel (ed.), *Catalunya i Francia meridional a l'entorn de l'any mil. La Catalogne et la France méridionale autour de l'an Mil Barcelone*, Barcelona 1991, p. 113-135, とりわけ pp. 124-127. を参照。

²⁵ KOSTO, Making Agreements..., pp. 183-186.

²⁶ BENET, Albert, Ansulf de Gurb. Cap de la familia Gurb-Queralt, *Ausa* 85(1977), pp. 133-145; Hug de Gurb, Un Vigatà iniciador de la família Cervelló(996-1027), *Ausa* 101(1982), pp. 1-12; *La* familia Gurb-Queralt 1956-1276). Senyors de Sallent, 010, Avinyó, Gurb, Maiilleu, Voltrega, Queralt i Santa Coloma de Queralt, Institut d'Arqueologia, Historia i Ciencies Naturals. Sallenl. 1993.

- ²⁷ 以上はダバダルの指摘。d'ABADAL, L'abat Oliba..., pp. 260-261.
- ²⁸ 以下、紛争の具体的経緯は、d'ABADAL, L'abat Oliba..., pp. 260-263; BOWMAN, *Shifting Landmarks...*, pp. 148-150 を参照。
- ²⁹ FREEDMAN, *The diocess...*, p. 23.
- ³⁰ 史料類型は「封建的約定」とも訳される合意文書「コンウェニエンティア」。JUNYENT, *Diplomatarii...*, 105(1032).
- 31 ここでボナッシーが具体的根拠として挙げているのは、当時の裁判官のほとんどが聖職者であったこと、聖職者以上に古い法典や文書に通暁している者がいなかったことの 2 点である。BONNASSIE, *La Catalogne...*, pp. 198-202. 例えば 1020 年以前の係争 75 件のうち 48 件が教会関係であり、さらにそのうち 43 件が教会側の勝訴、敗訴はわずか 1 件のみで、残る 4 件は和解であるという。
- 32 WEINBERGER, Stephen, Les conflits entre clercs et laïcs dans la Provence du XIe siècle, Annales du Midi 92 (1980), pp. 269-279. また拙稿「11 世紀前半カタルーニャ地方における修道院の「危機」とその所領政策ーサン・クガト・ダル・バリェス修道院の事例から一」『史学雑誌』第 113 篇 6 号、1-37 頁、特に「文書による「侵略」」と題した第 1 章(8-11 頁)参照。
- ³³ 引用は 2000 年代初めに出版された、アメリカ人史家ジェフリイ・バウマンの紛争解決に関する研究書より。BOWMAN, Jeffrey, *Shifting Landmarks. Property, Proof, and Dispute in Catalonia around the Year 1000*, New York 2004, p. 149.
- ³⁴ BOWMAN, Shifting Landmarks..., p. 149.
- ³⁵ KOSTO, Adam, Laymen, Clerics, and Documentary Practices in the Early Middle Ages: The Example of Catalonia, *Speculum* 80-1(2005), pp. 44-74.
- 36 2000 年にモノグラフ「紀元千年のビック司教ウリバ」を刊行したリュイス・ト=フィゲラスも、所領防衛における司教ウリバの方針は、「伯とその家政役人、地方貴族、農民共同体の、〔三者〕いずれに対しても自己の権利を主張すること」であったと述べ、状況に応じて公法廷と示談を使い分ける事例を、紛争相手のこの 3 類型別にまとめている。TO FIGUERAS, Lluís, Un obispo del año mil: Oliba de Vic, Codex Aquilarensis 16(2000), pp. 66-87, 特に pp. 76-80 参照。引用は p. 76. もっともこのグルプ家との紛争は、後述するカルドナ副伯家との紛争と並んで、複雑かつ長期にわたる紛争の典型であった。すなわち司教ウリバによる、1032 年時点のこの解決は一時的和解に留まり、最終的解決にはさらに 180 年の歳月を要したのである。FREEDMAN, The diocese..., pp. 129-130. 37 この内乱状態を 1060 年前後に収集したバルセローナ伯ラモン・バランゲー1 世が、「コンウェニエンティア」(いわゆる封建的約定)の網の目を展開して、城塞の支配権を自己に収斂する形で再編したことによる。実際 1060-1106 年間には、ビックの司教城塞群もその多くが伯の支配下に入り、残りは有力世俗貴族(サナスカル家、ケラルト家、カブレラ家など)の掌中に帰したという。

FREEDMAN, The diocese..., pp. 93-100, 特に pp. 99-100 を参照。

38 司教ウリバの伝記的研究としては最新のト=フィゲラスの論文でも、本論 6 章のうちの 1 章が「建設者・文化人としてのウリバ」に割かれ、例えば第 2 クリュニーを模したと思われる新しい司教座聖堂の建設、12 世紀半ばの年代記『バルセローナ諸伯の事績録』でも語り草となっている豪華な祭壇、小教区教会にみられるロマネスク芸術の普及、さらには司教座写字室の活動に支えられた文字文化の活況などが、具体的事例として挙げられている。TO FIGUERAS, Un obispo..., pp. 80-86. なお『バルセローナ諸伯の事績録』や、それに影響をあたえた『リポイ修道院小史』などの後代の叙述史料においては、司教ウリバが称賛されるのは教会の建設者または装飾者としてであって政治家・平和運動家としてではないという。同論文 pp. 67-68 参照。付言すれば 11 世紀の教会改革においては、建築物、祭服、祭具の整備など、教会の物的拡充もまた、霊的刷新と並んで重視されたことが、近年の研究によって指摘されている。CUSHING, Kathleen, Reform and the Papacy in the Eleventh Century: Spirituality and Social Change, 2005, pp. 91-95 参照。

39 周知のとおりドミニク・バルテルミィは、「紀元千年変動論」あるいは「封建革命論」を生み出したフランス学界にあって、その批判と克服の先鋒を担ってきた。BARTHÉLMY, Dominique,

Chevaliers et Miracles. La violence et le sacré das la societé féodale, Paris 2004, 特に pp. 3-24 参照。

40 なおカルドナ副伯は本来ウゾナ副伯のことであるが、同副伯家は 10 世紀末の 30 年前後に都市ビック(ローマ時代のラテン語名アウソナ Ausona、カタルーニャ語名ウゾナ Osona)を離れ、同司教座から南西に 70 キロメートル以上離れた「辺境」の城塞あるいは植民都市カルドナ Cardona に定着し、自らカルドナ副伯を称するようになる。伯の下で古代以来の都市を管轄していた副伯が、この時期このように拠点を移転する現象は、バザルー副伯家からバス副伯家、ジローナ副伯家からカブレラ副伯家、パリャース副伯家からビラムル副伯家、ウルジェイ副伯家からカステイボ副伯家、ルサリョ副伯家からタッブ副伯家への変容という形で、カタルーニャの他の副伯家においてもみられた。BOLOS, Jordi, *Diccionari de la Catalunya medieval (ss. VI-XV)*, Barcelona 2000, p. 260. 41 MASNOU, Josep, La celebració de la refecció pasqual a la catedral de Vic(1038-1252),

Miscel lània litúrgica catalane 22(2014), pp. 203-217. 特に pp. 204-205 参照。ルドリゲス・バルナルは同副伯家に関する一連の論考を精力的に発表しているが、ここでは以下の博士論文を挙げておく。RODRGUÍEZ BERNAL, Francesc, Los Cardona: familia, poder y territorio en Cataluña (siglos XXIII), tesis de doctorado (inédita), Poitiers-Barcelona 2004. ジュニェンが刊行した史料集については本稿の注 12 参照。

42 以下、紛争とその解決経緯は、特に断りがない限り MASNOU, La celebració..., pp. 205-208 参照。
43 当時アンダルスとの境界域は、史料上も実態上もウルジェイの「辺境」、ビックの「辺境」、バルセローナの「辺境」の3つの小「辺境」に分かれていた。これを仮に北部、中部、南部それぞれの「辺境」と称するなら、中部「辺境」における聖俗有力貴族それぞれの代表が、ビック司教座とカルドナ副伯家である。FREEDMAN, *The diocese...*; RODRGUÍEZ BERNAL, Francesc, La frontera meridional catalane en el siglo XI: Un espacio vizcondal, in MARTOS QUESADA, Juan, BUENO SÁNCHEZ, Marisa (eds.), *Fronteras en discusión. La Península Ibérica en el siglo XII*, Madrid 2012, pp. 53-73. また拙稿「紀元千年前後のカタルーニャーバルセローナ略奪からコルドバ遠征、そ

してその後-」愛知大学人文社会学研究所編『国境を超える歴史学』愛知大学人文社会学研究所、 2018 年、2-21 頁、特に 7-9、12-13 頁を参照。

44 補足するなら、このとき同副伯家は、10 世紀末の躍進期から一転して窮地にあった。すなわち 1010 年のコルドバ遠征において、当主の副伯ラモン 1 世が兄弟でビック司教(在職 993-1010 年、司教ブレイの前任)のアルヌルフと共に戦没し、あとにはまだ幼い遺児とその摂政を務める寡婦(副伯妃あるいは女副伯)が残されていたばかりだったからである。しかも半独立的な「辺境」勢力として躍進しつつあったカルドナ副伯家に対し、その掣肘を図るべくバルセローナ伯(ウゾナ伯・ジローナ伯も兼任)ラモン・ブレイが据えた、いわば同伯の息がかかった聖職者こそ司教ブレイであった。こうした同副伯家の状況は近年ルドリゲス・バルナルの研究によって明らかになったが、伯と「副伯家の仇敵(獰猛な敵対者)を自認する司教座」の圧迫を受けた副伯家が自衛のために党派を閉ざし、やがて他の3家と共に副伯家同士の婚姻同盟を結ぶに至るという指摘は興味深い。RODRGUÍEZ BERNAL, La frontera..., pp. 62-64, 69-70, 引用は p. 64 より。前掲拙稿「紀元千年前後のカタルーニャ」12-14 頁も参照。

- ⁴⁵ MASNOU, La celebració..., pp. 203-204, 208-212.
- ⁴⁶ MASNOU, La celebració..., pp. 205, 208-209, 211. 宴会と平和については、例えば SABATÉ, Flocel(ed.), *Ideas de pau a l'edat mitjana: XIII Curs d'estiu Comtat d'Urgell*, Lleida, Pagès, 2010 を参照。
- ⁴⁷ MASNOU, La celebració..., pp. 209-211. 引用は p. 205 より。
- ⁴⁸ MUNDÓ, Anscari, Moissac, Cluny et les mouvements monastique de l'Est des Pyrenées du Xe au XIIe siècle, *Annales du Midi*, 75(1963), pp. 551-570.
- ⁴⁹ TO FIGUERAS, Un obispo..., pp. 77-78.
- ⁵⁰ RODRGUÍEZ BERNAL, La frontera..., pp. 65-67.
- ⁵¹ MASNOU, La celebració..., pp. 207-208. この裁判記録は近年ルドリゲス・バルナルによって拾集された未刊行史料である。